

令和6年度答申第16号

令和7年 3月 7日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年12月11日付け松教生総第253号をもって諮問のあった保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年9月1日付け保有個人情報開示請求書により、「私と松戸市長とが当事者となった住民訴訟である第三審最高裁判所令和〇年（〇）第〇〇〇号・令和〇年（〇）第〇〇〇号、第二審平成〇〇年（〇）第〇〇〇号、第一審千葉地方裁判所平成〇〇年（〇）第〇〇〇号の訴訟記録一切（第1審から第3審まで）。たとえば、訴状、答弁書、準備書面、証拠説明書、書証の写し、期日呼出状、代理人指定書、訴訟委任状、控訴状、控訴理由書、上告状兼上告受理申立書、上告理由書、上告受理申立て理由書など一切。いわゆる1件記録。1件記録との名称を付していないものも含める。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年10月13日付け保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件一部開示決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年10月24日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年12月25日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象個人情報を個人情報開示の

適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象個人情報为本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。

本件不開示箇所は、法第78条第1項第7号にもその他の不開示事由にも一切該当せず、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書全てに該当する。

本件不開示箇所は、法第80条に基づく裁量的開示を実施すべき場合に該当する。

処分庁は、法第78条第1項第7号に該当する旨を理由附記しているが、同号本文に該当するものか、同号二に該当するものか、その両方なのかが不明であり、理由附記の不備がある。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

審査請求人の開示請求文書については、本件一部開示決定通知書別表に記載のとおり特定し、当該文書が処分庁で保存しているものの全てである。

イ 法第78条第1項第7号の該当の可否について

本件処分における不開示箇所については、争訟に係る内部で検討した内容等が記載されている。審査請求人とは現在も別の訴訟で係争中であり、不開示箇所が開示されると、その訴訟に与える影響も懸念され、訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあることから、法第78条第1項第7号二に該当する。

なお、本件処分において、法第78条第1項第7号に該当する旨の理由を附記したが、審査請求人の指摘のとおり同号二に該当することを申し添える。

ウ 法第80条に基づく裁量的開示について

審査請求人は、本件処分が法第80条に基づく裁量的開示を実施すべき場合に該当すると主張しているが、法に基づく裁量的開示は、個人の

権利利益を保護するため特に必要があると認めるときに、個別具体的事情によって処分庁の高度な行政的判断に基づいて、行うことができるものである。

本件処分において非開示としたのは、争訟に関する内部検討等の情報であり、法第80条の趣旨に則り、その部分を非開示とすることの利益と審査請求人へ開示することの利益を比較衡量した結果、非開示としたものである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 非開示情報について

本件非開示部分は、争訟に係る内部で検討した内容であり、法第78条第1項第7号二に該当するとしている。

地方公共団体は、訴訟手続き上、相手方と対等な立場で訴訟を遂行する。訴訟に関する情報を公開することにより、一方当事者に不利益を与えることは、公平な裁判の観点に反することから、法第78条第1項第7号二は、開示することにより当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものについては、非開示としている。

この点、審査請求人は、「開示請求者と別の訴訟で係争中であることを理由に不開示とすることは、日本国憲法32条の保障する裁判を受ける権利の行使を妨害しており、違憲であり、このような理由で不開示とすることが許されないことは一見して明らかである。」として、開示すべきと主張している。

しかしながら、法には、結審している訴訟に関する情報は、不開示情報に該当しない等の規定はなく、開示情報が同一当事者間における他の訴訟に影響を与え、係る訴訟の当事者としての地位を不当に害するおそれもあるものと考えられることから、処分庁が当事者となって現に係属している他の訴訟について、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるかどうかについては、個別の事案に応じて検討する必要がある。

当審議会において、当該箇所につきインカメラ審理を行ったところ、他の裁判において当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとは認められなかった。したがって、本件不開示箇所については、開示すべ

きである。

(2) 文書の特定について

審査請求人は、処分庁の文書の探索が不十分であり、文書の特定が不十分である旨主張している。

処分庁から聴取を行い、特定した文書以外の文書について確認を行ったところ、裁判資料を全ては保有しておらず、保有している裁判資料を全て特定した旨回答し、その説明に不自然な点は認められなかった。

(3) 裁量的開示について

本件については、上記の通り処分庁が非開示とした個所について開示すべきものとする。したがって、裁量的開示については問題にならないと判断する。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年12月11日	諮問書の受理
令和 6年11月 6日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6年12月 2日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 1月10日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 2月 7日	第4回審議会（審議）
令和 7年 3月 7日	第5回審議会（審議）